

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第 1 項
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成26年 6 月24日
【事業年度】	第93期（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日）
【会社名】	株式会社仙台銀行
【英訳名】	THE SENDAI BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 鈴木 隆
【本店の所在の場所】	仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号
【電話番号】	仙台(022) 大代表225 - 8241
【事務連絡者氏名】	経理部長 尾形 毅
【最寄りの連絡場所】	仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号
【電話番号】	仙台(022) 大代表225 - 8241
【事務連絡者氏名】	経理部長 尾形 毅
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)	(自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)	(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)	(自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日)
連結経常収益	百万円	16,831	15,721	15,183	17,599	-
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	1,777	1,408	8,157	2,494	-
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円	1,085	6,739	9,445	2,384	-
連結包括利益	百万円	-	8,486	6,122	5,959	-
連結純資産額	百万円	21,003	12,137	36,013	41,972	-
連結総資産額	百万円	796,058	795,908	927,164	1,018,455	-
1株当たり純資産額	円	2,774.91	1,603.77	794.78	1,574.74	-
1株当たり当期純利益金額 (は1株当たり当期 純損失金額)	円	143.34	890.52	1,248.27	307.32	-
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	円	-	-	-	64.47	-
自己資本比率	%	2.63	1.52	3.88	4.12	-
連結自己資本利益率	%	5.86	40.67	39.23	6.11	-
連結株価収益率	倍	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	16,561	46,653	99,717	44,302	-
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	15,754	15,986	112,461	17,103	-
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	737	606	23,331	1,539	-
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	19,149	49,209	59,796	85,456	-
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	人	808 [324]	767 [334]	756 [339]	726 [328]	- [-]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

3. 平成21年度及び平成22年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 平成23年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

5. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

- 6．連結株価収益率については、当行及び連結子会社の株式が非上場であるので記載しておりません。
- 7．従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 8．連結子会社であった仙銀ビジネス株式会社は、平成26年3月1日付で当行に吸収合併されたため、平成25年度末において連結子会社は存在しないため、連結財務諸表を作成しておりません。
このため、平成25年度については、記載しておりません。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第89期	第90期	第91期	第92期	第93期
決算年月		平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月
経常収益	百万円	16,727	15,658	15,267	17,751	16,664
経常利益 (は経常損失)	百万円	1,608	1,621	8,251	2,429	3,071
当期純利益 (は当期純損失)	百万円	993	6,829	9,504	2,350	2,532
持分法を適用した場合の 投資利益	百万円	-	-	-	-	-
資本金	百万円	7,485	7,485	22,485	22,485	22,485
発行済株式総数						
普通株式	千株	7,591	7,591	7,591	7,564	7,564
第 種優先株式				20,000	20,000	20,000
純資産額	百万円	21,664	12,708	36,525	42,450	43,421
総資産額	百万円	796,126	795,997	927,733	1,018,990	1,078,020
預金残高	百万円	724,010	727,562	814,767	835,081	843,368
貸出金残高	百万円	512,957	489,444	516,856	557,327	575,087
有価証券残高	百万円	218,262	231,497	344,171	366,721	384,664
1株当たり純資産額	円	2,862.26	1,679.31	862.51	1,637.96	1,770.26
1株当たり配当額						
普通株式		50.00	-	-	47.00	34.12
(内 1株当たり中間配 当額)	円 (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(16.25)
第 種優先株式				-	3.00	3.00
(内 1株当たり中間配 当額)				(-)	(-)	(1.50)
1株当たり当期純利益金 額 (は 1株当たり当期 純損失金額)	円	131.22	902.34	1,256.10	302.79	326.89
潜在株式調整後 1株当 り当期純利益金額	円	-	-	-	63.54	96.58
自己資本比率	%	2.72	1.59	3.93	4.16	4.02
自己資本利益率	%	4.55	32.22	34.94	6.40	6.56
株価収益率	倍	-	-	-	-	-
配当性向	%	38.10	-	-	15.52	10.43
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	-	-	-	-	38,468
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	-	-	-	-	17,613
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	-	-	-	-	591
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	-	-	-	-	105,720
従業員数		796	756	745	717	710
[外、平均臨時従業員 数]	人	[289]	[300]	[311]	[298]	[312]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 当行は、平成25年3月まで連結財務諸表を作成しているため、また、平成26年3月は関連会社がないため、「持分法を適用した場合の投資利益」の記載はしていません。
3. 第93期(平成26年3月)中間配当についての取締役会決議は平成25年11月12日に行いました。
4. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
5. 平成22年3月及び平成23年3月の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
6. 平成24年3月の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失が計上されているため記載していません。
7. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
8. 株価収益率については、当行の株式が非上場であるので記載していません。
9. 平成25年3月まで連結財務諸表を記載しておりますので、平成25年3月までの営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載していません。
10. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2【沿革】

昭和26年 5月 宮城県知事の提唱により、中小企業の金融難を打開し、地域経済の振興と発展を図ることを目的に宮城県自らが40%を出資、同年 5月25日振興無尽株式会社設立

昭和27年 5月 相互銀行法の施行に伴い、株式会社振興相互銀行と商号変更

昭和44年 5月 新本店落成（現本店）

昭和51年 9月 オンラインシステム稼働

昭和57年 3月 第2次オンラインシステム稼働

平成元年 2月 普通銀行へ転換し、株式会社仙台銀行に商号変更

平成2年 5月 第3次オンラインシステム稼働

平成2年 7月 仙銀ビジネス株式会社設立

平成10年11月 徳陽シティ銀行から営業譲受け（19カ店の店舗引き受け、うち2カ店統合）

平成12年 4月 仙銀カード株式会社設立、同年 6月営業開始

平成12年 5月 第4次オンラインシステム稼働

平成13年 7月 創立50周年

平成23年 4月 仙銀カード株式会社（連結子会社）を吸収合併

平成24年10月 株式会社きらやか銀行と共同持株会社「株式会社じもとホールディングス」設立
株式会社じもとホールディングス、東京証券取引所第一部上場

平成25年 5月 新オンラインシステム「STELLA CUBE」稼働

平成26年 3月 仙銀ビジネス株式会社（連結子会社）を吸収合併

3【事業の内容】

当行は、銀行業務を行っております。

当行は、親会社である株式会社じもとホールディングスのグループに属しております。

当行の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1(1) 財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

〔銀行業〕

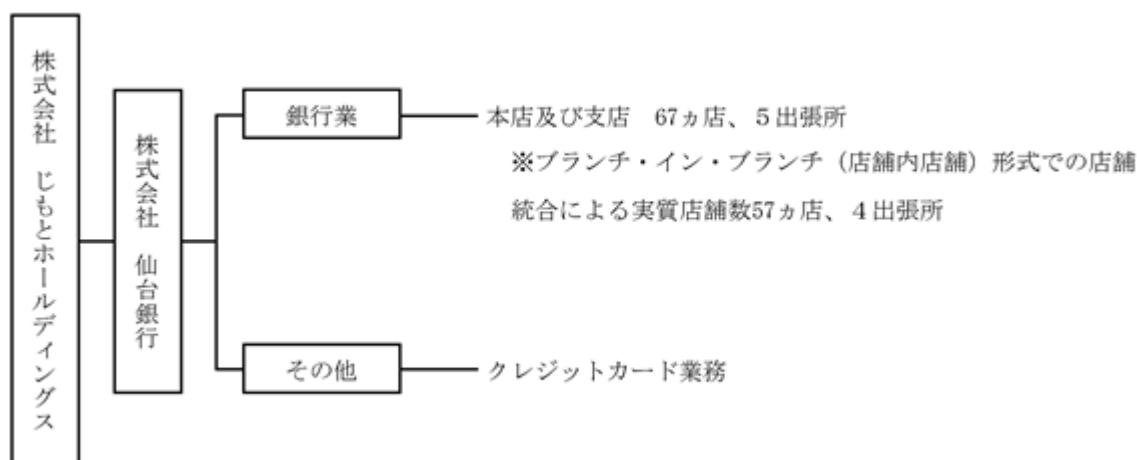
当行の本店及び支店においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務などを行い、業容の拡大に積極的に取り組んでおります。特に、運用・調達の大半を占める預金業務、貸出業務を当部門における主力分野と位置づけております。

〔その他〕

当行は、報告セグメントが銀行業のみであります、一部でクレジットカード業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

（平成26年 3月31日現在）



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有（又は被所有）割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(親会社)				被所有					
株式会社じもとホールディングス	仙台市青葉区	17,000	銀行持株会社	100 (-) [-]	8 (8)	-	経営管理 預金取引 関係	提出会社に建物の一部を賃貸	-

(注) 1. 上記関係会社である株式会社じもとホールディングスは、有価証券報告書（又は有価証券届出書）を提出しております。

2. 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の（ ）内は子会社による間接所有の割合（内書き）、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合（外書き）であります。

3. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は、当行の役員（内書き）であります。

4. 当行は、平成26年3月1日付で連結子会社であった仙銀ビジネス株式会社を吸収合併しております。

5 【従業員の状況】

当行の従業員数

平成26年 3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
710 [312]	41.3	16.7	4,681

セグメントの名称	従業員数（人）
銀行業	706 [309]
その他	4 [3]
合計	710 [312]

- （注）1．従業員数は、出向者数9人、嘱託及び臨時従業員398人を含んでおりません。
- 2．臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
- 3．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 4．当行の従業員組合は、次のとおりであります。
- 金融労連仙台銀行労働組合と称し、組合員数は25人であります。
- 仙台銀行新労働組合と称し、組合員数は531人であります。
- 両組合とも労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

・業績

(1) 経営環境

当事業年度の国内経済は、各種経済対策や金融政策などの効果により、円安・株高が進み、企業収益や個人消費に持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかな回復の動きとなりました。先行きは、海外景気の下振れや消費税率の引上げによる影響が懸念される一方で、輸出の持ち直しや各種政策の効果により、さらなる景気の回復が期待されております。

当行の営業エリアである宮城県経済は、個人消費など一部に弱い動きがみられたものの、震災復旧に伴う公共工事や住宅工事などが高水準で推移し、総じて緩やかな回復傾向となりました。

(2) 経営方針

当行は、株式会社きらやか銀行とともにじもとグループとして、宮城と山形の「人・情報・産業」をつなぎ、お客さまに喜ばれ、信頼され、『じもと』とともに進化・発展する新たな金融グループを目指して震災復興支援をはじめとした各種施策に取り組んでおります。

(3) 業績

当行による当事業年度の業績は、次のとおりとなりました。

〔銀行業〕

預金残高（譲渡性預金を含む）につきましては、公金預金や法人預金が増加したことから、前事業年度末比554億26百万円増加の1兆194億38百万円となりました。

貸出金残高につきましては、中小企業向け貸出や住宅ローン貸出等が増加したことなどから、前事業年度末比177億60百万円増加の5,750億87百万円となりました。

有価証券残高につきましては、預金残高の増加に伴い社債や地方債等による運用額を増加したことなどから、前事業年度末比179億42百万円増加の3,846億64百万円となりました。

損益関係につきましては、経常収益は有価証券利息配当金や役務取引等収益が増加したものの、貸倒引当金戻入益や国債等債券売却益が減少したことなどから、前事業年度比10億86百万円減少の166億64百万円となりました。

一方、経常費用は国債等債券売却損の減少や前事業年度にオンライン移行費用を計上していたことなどから、前事業年度比17億28百万円減少の135億93百万円となりました。

この要因等により、経常利益は前事業年度比6億41百万円増加の30億71百万円、当期純利益は前事業年度比1億82百万円増加の25億32百万円となりました。

〔その他〕

当行の業績における「その他」の重要性が乏しいため、「銀行業」に含めて記載しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務が含まれております。

・キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローにつきましては、当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末比202億63百万円の増加となりました。なお、平成25年3月期は連結財務諸表を作成しているため、前事業年度との比較分析は行っておりません。

営業活動によるキャッシュ・フローは、384億68百万円のプラスとなりました。これは主に、預金、譲渡性預金の増加等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、176億13百万円のマイナスとなりました。これは主に、有価証券の取得による支出等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、5億91百万円のマイナスとなりました。これは主に、配当金支払等によるものであります。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

国内業務部門の資金運用収支は112億56百万円、役務取引等収支は14億99百万円、その他業務収支は 1 億36百万円となりました。

また、国際業務部門の資金運用収支は 3 億95百万円、役務取引等収支は 0 百万円、その他業務収支は 3 百万円となりました。

この結果、国内業務部門と国際業務部門の合計では、資金運用収支が116億52百万円、役務取引等収支が15億円、その他業務収支が 1 億32百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	11,256	395	-	11,652
うち資金運用収益	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	11,992	414	19	12,387
うち資金調達費用	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	735	19	19	735
役務取引等収支	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	1,499	0	-	1,500
うち役務取引等収益	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	2,585	2	-	2,588
うち役務取引等費用	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	1,086	2	-	1,088
その他業務収支	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	136	3	-	132
うちその他業務収益	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	243	3	-	247
うちその他業務費用	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	379	-	-	379

(注) 1. 「国内業務部門」は国内の円建取引、「国際業務部門」は国内の外貨建取引について記載しております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の利息を相殺消去額として記載しております。

3. 前事業年度は、連結財務諸表を作成していたため、記載しておりません。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用／調達状況

国内業務部門においては、資金運用勘定は平均残高 1 兆291億61百万円、利息119億92百万円、利回り1.16%となり、資金調達勘定は平均残高 1 兆79億44百万円、利息 7 億35百万円、利回り0.07%となりました。

国際業務部門においては、資金運用勘定は平均残高214億49百万円、利息 4 億14百万円、利回り1.93%となり、資金調達勘定は平均残高214億45百万円、利息19百万円、利回り0.08%となりました。

この結果、相殺消去後の国内業務部門と国際業務部門の合計は、資金運用勘定は平均残高 1 兆293億 1 百万円、利息123億87百万円、利回り1.20%となり、資金調達勘定は平均残高 1 兆80億79百万円、利息 7 億35百万円、利回り0.07%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	1,029,161	11,992	1.16
うち貸出金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	547,257	9,052	1.65
うち商品有価証券	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	2	0	0.13
うち有価証券	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	350,368	2,733	0.78
うちコールローン	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	95,041	132	0.13
うち買入金銭債権	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	530	43	8.29
うち預け金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	14,651	10	0.07
資金調達勘定	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	1,007,944	735	0.07
うち預金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	858,656	405	0.04
うち譲渡性預金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	142,620	143	0.10
うちコールマネー	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	38	0	0.12
うち借入金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	6,430	6	0.10

（注）1．国内の円建取引について記載しております。

2．平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

3．資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（当事業年度750百万円）を控除して表示しております。

4．前事業年度は、連結財務諸表を作成していたため、記載しておりません。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	21,449	414	1.93
うち貸出金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち商品有価証券	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち有価証券	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	21,283	414	1.94
うちコールローン	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち買入金銭債権	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち預け金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
資金調達勘定	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	21,445	19	0.08
うち預金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	135	0	0.02
うち譲渡性預金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うちコールマネー	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-
うち借入金	前事業年度	-	-	-
	当事業年度	-	-	-

- （注）１．国内の外貨建取引について記載しております。
- ２．「国際業務部門」の国内店外貨建取引の平均残高は月次カレント方式により算出しております。
- ３．前事業年度は、連結財務諸表を作成していたため、記載しておりません。

合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り （％）
		小計	相殺 消去額 （ ）	合計	小計	相殺 消去額 （ ）	合計	
資金運用勘定	前事業年度	-	-	-	-	-	-	-
	当事業年度	1,050,611	21,310	1,029,301	12,406	19	12,387	1.20
うち貸出金	前事業年度	-	-	-	-	-	-	-
	当事業年度	547,257	-	547,257	9,052	-	9,052	1.65
うち商品有価証券	前事業年度	-	-	-	-	-	-	-
	当事業年度	2	-	2	0	-	0	0.13
うち有価証券	前事業年度	-	-	-	-	-	-	-
	当事業年度	371,651	-	371,651	3,147	-	3,147	0.84
うちコールローン	前事業年度	-	-	-	-	-	-	-
	当事業年度	95,041	-	95,041	132	-	132	0.13
うち買入金銭債権	前事業年度	-	-	-	-	-	-	-
	当事業年度	530	-	530	43	-	43	8.29
うち預け金	前事業年度	-	-	-	-	-	-	-
	当事業年度	14,651	-	14,651	10	-	10	0.07
資金調達勘定	前事業年度	-	-	-	-	-	-	-
	当事業年度	1,029,389	21,310	1,008,079	754	19	735	0.07
うち預金	前事業年度	-	-	-	-	-	-	-
	当事業年度	858,791	-	858,791	405	-	405	0.04
うち譲渡性預金	前事業年度	-	-	-	-	-	-	-
	当事業年度	142,620	-	142,620	143	-	143	0.10
うちコールマネー	前事業年度	-	-	-	-	-	-	-
	当事業年度	38	-	38	0	-	0	0.12
うち借入金	前事業年度	-	-	-	-	-	-	-
	当事業年度	6,430	-	6,430	6	-	6	0.10

（注）１．資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（当事業年度750百万円）を控除して表示しております。

２．資金運用勘定及び資金調達勘定における平均残高及び利息の相殺消去額は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の平均残高及び利息であります。

３．前事業年度は、連結財務諸表を作成していたため、記載しておりません。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は25億88百万円となりましたが、主なものは為替業務 9 億29百万円、代理業務 7 億85百万円であります。

また、役務取引等費用は10億88百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	2,585	2	-	2,588
うち預金・貸出業務	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	718	-	-	718
うち為替業務	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	927	2	-	929
うち代理業務	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	785	-	-	785
うち証券関連業務	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	31	-	-	31
うち保護預り・貸金庫業務	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	19	-	-	19
うち保証業務	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	8	-	-	8
役務取引等費用	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	1,086	2	-	1,088
うち為替業務	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	200	2	-	202

(注) 1. 「国内業務部門」は国内の円建取引、「国際業務部門」は国内の外貨建取引について記載しております。

2. 前事業年度は、連結財務諸表を作成していたため、記載しておりません。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	843,277	90	-	843,368
うち流動性預金	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	484,960	-	-	484,960
うち定期性預金	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	355,569	-	-	355,569
うちその他	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	2,748	90	-	2,838
譲渡性預金	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	176,070	-	-	176,070
総合計	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	1,019,347	90	-	1,019,438

（注）１．「国内業務部門」は国内の円建取引、「国際業務部門」は国内の外貨建取引について記載しております。

２．流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

３．定期性預金＝定期預金＋定期積金

４．前事業年度は、連結財務諸表を作成していたため、記載しておりません。

(5) 国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前事業年度		当事業年度	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	-	-	575,087	100.00
製造業	-	-	36,054	6.27
農業、林業	-	-	4,407	0.77
漁業	-	-	243	0.04
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	269	0.05
建設業	-	-	42,916	7.46
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	1,586	0.28
情報通信業	-	-	5,347	0.93
運輸業、郵便業	-	-	19,265	3.35
卸売業、小売業	-	-	42,202	7.34
金融業、保険業	-	-	17,238	3.00
不動産業、物品賃貸業	-	-	81,733	14.21
各種サービス業	-	-	53,568	9.31
地方公共団体	-	-	101,270	17.61
その他	-	-	168,982	29.38
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	-	-	575,087	-

（注）１．「国内業務部門」は国内の円建取引、「国際業務部門」は国内の外貨建取引について記載しております。
２．前事業年度は、連結財務諸表を作成していたため、記載しておりません。

外国政府等向け債権残高（国別）
該当事項はありません。

(6) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	116,969	-	-	116,969
地方債	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	70,420	-	-	70,420
短期社債	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	-	-	-	-
社債	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	161,874	-	-	161,874
株式	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	8,193	-	-	8,193
その他の証券	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	7,838	19,367	-	27,205
合計	前事業年度	-	-	-	-
	当事業年度	365,296	19,367	-	384,664

- （注）１．「国内業務部門」は国内の円建取引、「国際業務部門」は国内の外貨建取引について記載しております。
 ２．「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。
 ３．前事業年度は、連結財務諸表を作成していたため、記載しておりません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況(単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	12,524	13,020	495
経費(除く臨時処理分)	10,704	10,926	222
人件費	4,951	4,823	128
物件費	5,135	5,433	297
税金	617	669	52
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	1,820	2,093	273
のれん償却額	-	-	-
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	1,820	2,093	273
一般貸倒引当金繰入額	-	-	-
業務純益	1,820	2,093	273
うち債券関係損益	92	137	229
臨時損益	609	977	367
株式等関係損益	385	74	460
不良債権処理額	112	115	2
貸出金償却	35	21	14
個別貸倒引当金純繰入額	-	-	-
債権売却損	6	14	8
偶発損失引当金繰入額	-	7	7
信用保証協会責任共有制度負担金	70	71	1
その他	1	0	0
貸倒引当金戻入益	2,130	557	1,572
償却債権取立益	84	458	374
偶発損失引当金戻入益	31	-	31
その他臨時損益	1,138	1	1,140
経常利益	2,429	3,071	641
特別損益	128	504	376
うち固定資産処分損益	98	30	68
うち減損損失	30	-	30
うち子会社吸収合併に伴う損益	-	474	474
税引前当期純利益	2,301	2,566	264
法人税、住民税及び事業税	22	93	70
法人税等調整額	71	59	12
法人税等合計	48	33	82
当期純利益	2,350	2,532	182

(注) 1. 業務粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

5. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
給料・手当	4,715	4,591	124
退職給付費用	395	319	75
福利厚生費	26	38	11
減価償却費	866	1,056	190
土地建物機械賃借料	599	507	92
営繕費	18	42	23
消耗品費	143	256	113
給水光熱費	101	107	5
旅費	18	15	2
通信費	462	378	84
広告宣伝費	78	135	56
租税公課	617	669	52
その他	2,820	2,894	74
計	10,864	11,014	149

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.25	1.16	0.09
(イ)貸出金利回	1.78	1.65	0.13
(ロ)有価証券利回	0.65	0.78	0.13
(2) 資金調達原価	1.25	1.14	0.11
(イ)預金等利回	0.06	0.05	0.01
(ロ)外部負債利回	0.41	0.10	0.31
(3) 総資金利鞘 -	0.00	0.02	0.02

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE (单体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	4.95	5.42	0.47
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	4.95	5.42	0.47
業務純益ベース	4.95	5.42	0.47
当期純利益ベース	6.40	6.56	0.16

４．預金・貸出金の状況（単体）

（１）預金・貸出金の残高

	前事業年度 （百万円）（Ａ）	当事業年度 （百万円）（Ｂ）	増減（百万円） （Ｂ）－（Ａ）
預金（末残）	835,081	843,368	8,286
預金（平残）	836,033	858,791	22,757
貸出金（末残）	557,327	575,087	17,760
貸出金（平残）	523,784	547,257	23,472

（２）個人・法人別預金残高（国内）

	前事業年度 （百万円）（Ａ）	当事業年度 （百万円）（Ｂ）	増減（百万円） （Ｂ）－（Ａ）
個人	635,713	627,199	8,513
法人	164,771	181,889	17,117
計	800,484	809,089	8,604

（注）譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

（３）消費者ローン残高

	前事業年度 （百万円）（Ａ）	当事業年度 （百万円）（Ｂ）	増減（百万円） （Ｂ）－（Ａ）
住宅ローン残高	136,085	149,882	13,796
その他ローン残高	10,235	11,262	1,027
計	146,320	161,144	14,823

（４）中小企業等貸出金

		前事業年度 （Ａ）	当事業年度 （Ｂ）	増減 （Ｂ）－（Ａ）
中小企業等貸出金残高	百万円	384,868	411,222	26,353
総貸出金残高	百万円	557,327	575,087	17,760
中小企業等貸出金比率	/ %	69.05	71.50	2.45
中小企業等貸出先件数	件	41,419	41,528	109
総貸出先件数	件	41,557	41,664	107
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.66	99.67	0.01

（注）１．貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

２．中小企業等とは、資本金３億円（ただし、卸売業は１億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は５千万円）以下の会社又は常用する従業員が３００人（ただし、卸売業、物品賃貸業等は１００人、小売業、飲食業は５０人）以下の企業等であります。

５．債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
手形引受	-	-	-	-
信用状	7	16	3	15
保証	803	1,664	708	1,534
計	810	1,680	711	1,549

６．内国為替の状況（単体）

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数（千口）	金額（百万円）	口数（千口）	金額（百万円）
送金為替	各地へ向けた分	2,251	2,065,377	2,050	1,938,986
	各地より受けた分	3,121	1,958,966	3,256	1,870,374
代金取立	各地へ向けた分	28	38,913	26	36,332
	各地より受けた分	29	36,478	28	37,645

７．外国為替の状況（単体）

区分		前事業年度	当事業年度
		金額（百万米ドル）	金額（百万米ドル）
仕向為替	売渡為替	14	10
	買入為替	7	3
被仕向為替	支払為替	5	6
	取立為替	0	0
計		28	20

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき算出しております。

なお、当行は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、％）

	平成26年 3月31日
1．自己資本比率（2 / 3）	10.88
2．単体における自己資本の額	415
3．リスク・アセットの額	3,819
4．単体総所要自己資本額	152

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1．破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2．危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3．要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4．正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成25年 3月31日	平成26年 3月31日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	39	23
危険債権	233	210
要管理債権	4	13
正常債権	5,325	5,542

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から3年が経過し、宮城県では災害廃棄物の処理・処分が終了するなど着実に復興への取組みが進んでおります。しかしながら、人材不足や資材の高騰等の影響により、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業、災害公営住宅の供給が大幅に遅延しているほか、震災前の業況に回復していない被災企業も多い状況にあるなど復興は道半ばであり、沿岸地域を中心に被災地を取り巻く環境は依然として厳しく、今後の復興支援に向けた地域金融機関の役割は非常に重要であると考えております。

このような環境のなか、当行は、被災地の金融機関として、震災からの一日も早い復興に向けて、被災された中小企業や住宅ローン利用者などのお客さまに対し、安定的かつ円滑な金融仲介機能を提供するなど復興支援に積極的に取り組んでおります。

また、一層の地域経済活動への貢献と顧客サービスの向上に向けて、当行は、株式会社きらやか銀行とともに、じもとグループとして、宮城と山形両県の人・情報・産業をつなぐ架け橋となり、共同商品の開発やサービスの向上、経営資源の戦略的な配分を通じて、多面的な金融サービスを創造・提供するとともに、経営強化計画を着実に実行することで震災からの早期復興と地元経済活性化に貢献してまいります。

4【事業等のリスク】

当行の事業等に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当行はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

1．信用リスク

(1) 不良債権の増加

当行は、自己査定の厳格な運用を通じて、不良債権の処理等、資産の健全化に努めております。

しかしながら、国内及び宮城県内の景気動向、不動産価格や株価等の変動、当行の融資先の経営状況の変動等によっては、不良債権及び与信関係費用が増加するおそれがあり、その結果、当行の業績に悪影響を及ぼすほか、財務内容を悪化させ、自己資本が減少する可能性があります。

(2) 貸倒引当金の積み増し

当行は、貸出先の状況、債権の保全状況及び過去の一定期間における貸倒実績率に基づき算定した予想損失額に対して貸倒引当金を計上しております。

しかしながら、実際の貸倒れが、貸出先の状況、担保価値の下落、経済状況全般の悪化、またはその他の予期せぬ理由により貸倒引当金計上時点における見積りと大幅に乖離する可能性があります。この場合、当行は貸倒引当金の積み増しをせざるを得なくなり、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 権利行使の困難性

当行は、不動産市場における価格の下落や流動性の欠如、有価証券の価格下落等の事情によって、担保権を設定した不動産もしくは有価証券を換金し、または貸出先の保有するこれらの資産に対して強制執行することが事実上困難となる可能性があります。

2．市場関連リスク

当行の主要業務である預金、貸出、有価証券投資、並びに国際業務等を通じて形成された当行の資産・負債は、金利や株価、為替レート等市場のリスクファクターの変動によって影響を受ける可能性があります。

具体的なりスクは以下のとおりです。

(1) 金利リスク

金利リスクとは、金利の変動に伴い損失を被るリスクです。

当行では金利リスクを管理しながら慎重な運営を行っておりますが、資金運用と資金調達に金利または期間のミスマッチが存在している中で金利変動が発生した場合は、損失を被る可能性があり、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 価格変動リスク

価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴い資産価値が減少するリスクです。

当行は株式等の有価証券を保有しており、大幅な株価下落等が発生した場合には、保有有価証券に減損または評価損が発生し、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 為替リスク

為替リスクとは、為替の変動に伴い、資産価値が減少するリスクです。

当行は、外貨建取引については為替リスクを管理しながら慎重な運営を行っておりますが、保有する外貨建資産・負債の為替リスクが相殺されないとき、または適切にヘッジされていないときに為替レートが変動した場合には損失を被る可能性があり、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

3. 流動性リスク

当行は、適切な流動性管理に努めておりますが、当行の業績及び財務内容等が悪化した場合や、当行への悪意のある風評が発生した場合、または本邦金融機関に大規模な金融システム不安が発生した場合などには、必要な資金を確保できなくなったり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることによって損失が発生し、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

4. 事務リスク

当行は、預金・為替・貸出などの銀行業務に加え、クレジットカード業務など幅広い業務を行っております。これら多様な業務の遂行に際して、役職員による不正確な事務、あるいは不正や過失等に起因する不適切な事務が行われることなどにより、損失が発生し、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

5. システムリスク

当行は、基幹系システムをはじめとした様々なコンピュータシステムを利用し、業務を運営しております。コンピュータシステムの停止（大規模災害によるものを含む）または誤作動等の障害が発生した場合やコンピュータが不正に使用された場合、業務の停止及びそれに伴う損害賠償、行政処分等により、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

6. 自己資本比率

当行は、海外営業拠点を有しておりませんので、単体自己資本比率を法令等の規定に基づき、国内基準の4%以上に維持しなければなりません。当行の自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることになります。当行の単体自己資本比率に影響を与える主な要因は次の通りです。

(1) 繰延税金資産

繰延税金資産は、現時点におけるわが国の会計基準に基づき、一定の条件の下で、将来実現すると見込まれる税金負担額の軽減効果として貸借対照表に計上することが認められております。当行は、現時点において想定される金融経済環境等の様々な予測・仮定を前提に将来の課税所得を合理的に見積り計上しておりますが、実際の課税所得が想定と異なること等により、繰延税金資産が減額された場合、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼし、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

(2) その他

- その他自己資本比率に影響を与える主な要因として以下のものがあります。
- ・ 債務者の信用力悪化及び不良債権の処分に際して生じうる与信関係費用の増加
 - ・ 有価証券ポートフォリオの価値の大幅な低下
 - ・ 自己資本比率の基準及び算定方法の変更
 - ・ 本項記載のその他の不利益な事態の展開

7. コンプライアンスリスク

当行は、コンプライアンスを重要な経営課題として、コンプライアンス態勢の整備に努めておりますが、法令等遵守状況が不十分であった場合やそれに起因する訴訟等が提起された場合には、当行の評価に重大な影響を及ぼすとともに、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

8. 情報資産管理リスク

当行は、多数のお客様の情報及び経営情報を有しており、様々な安全管理措置等を講じるなど、その管理には万全を期しております。

しかしながら、万が一何らかの事由によりそれらの情報の漏洩、紛失、不正使用等が発生した場合には、当行の信用が失墜し、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

9. 風評リスク

当行や金融業界に対する風評が、マスコミ報道やインターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合、その内容の正確性にかかわらず、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

10．災害等に係るリスク

当行は宮城県を中心に事業を展開しており、お取引先のほか当行が保有する店舗や事務所、電算センター等の施設及び役職員は宮城県に集中しております。

当行は、不測の事態に備えて業務継続計画（ＢＣＰ）やコンティンジェンシープラン等を策定するなど危機管理対策を講じておりますが、宮城県を含む広域、あるいは局地的な災害等が発生した場合、被害の程度によっては、お取引先を含む地域経済及び当行の施設及び役職員に甚大な被害が及ぶ可能性があり、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

11．退職給付債務に係るリスク

当行の年金資産の時価が下落した場合や、当行の年金資産の運用利回りが低下した場合、または予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には、損失が発生する可能性があります。

また、年金制度の変更により未認識の過去勤務債務が発生する可能性があります。加えて、金融環境の変動その他の要因も年金の未積立債務及び年間積立額にマイナスの影響を与え、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

12．地域経済の動向に影響を受けるリスク

当行は、宮城県を主要な営業基盤としており、地域経済が低迷あるいは悪化した場合、業容の拡大が図れないほか、信用リスクが増加するなど、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

13．固定資産減損に係るリスク

当行が保有する固定資産については、「固定資産の減損に係る会計基準」（企業会計審議会）を適用しております。保有する固定資産は、市場価格の著しい下落、使用範囲または方法の変更、収益性の低下等により固定資産の減損損失を計上することになる場合、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

14．各種規制の変更リスク

当行は、現時点での各種規制に則り業務を遂行しておりますが、将来においてこれらの変更があった場合には、それらによって発生する事態が、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

15．格付低下に係るリスク

当行は、格付機関から格付を取得しております。格付が引き下げられた場合、資金調達コストの上昇や市場からの資金調達が困難になるなど、当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

16．主要な事業の前提事項に関するリスク

当行は、銀行法第４条第１項の規定に基づき、銀行業の免許を受け、銀行業を営んでおります。銀行業の免許には、有効期間その他の期限は法令等で定められておりませんが、銀行法第26条、第27条及び第28条に規定された要件に該当した場合には、業務の停止又は免許の取消等が命ぜられることがあります。

現時点において、これらの事由に該当する事実はないと認識しております。

しかしながら、将来、何らかの事由により前述の業務の停止または免許の取消等があった場合には、当行の主要な事業活動に支障をきたすとともに、当行の業績及び財務状況の悪影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当行は、平成25年11月12日開催の取締役会において、監督官庁の認可を得られることを条件として、平成26年3月1日を合併期日として完全子会社である仙銀ビジネス株式会社を吸収合併することを決議いたしました。

その後、平成26年1月28日付で監督官庁の認可を取得し、当初の予定どおり平成26年3月1日を効力発生日として吸収合併を実施いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1(1)財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

なお、本項に記載した予想・見込み・所存等の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性を内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性があります。

1．重要な会計方針及び見積り

当行の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。

また、将来事象が確定できないため会計上の見積りが必要とされる場合には、仮定の適切性・情報の適切性・計算の正確性等につき合理的な判断のもとに計上しております。

2．当事業年度の財政状態及び経営成績の分析

当行の当事業年度末における財政状態及び経営成績は以下のとおりであります。

(1) 資産関連

貸出金残高につきましては、中小企業向け貸出や住宅ローン貸出等が増加したことなどから、前事業年度末比177億60百万円増加の5,750億87百万円となりました。

有価証券残高につきましては、預金残高の増加に伴い社債や地方債等による運用額を増加したことなどから、前事業年度末比179億42百万円増加の3,846億64百万円となりました。

上記を主要因として、当事業年度末の総資産額は前事業年度末比590億30百万円増加の1兆780億20百万円となりました。

(2) 負債及び純資産関連

預金（含む譲渡性預金）残高につきましては、公金預金や法人預金が増加したことなどから、前事業年度末比554億26百万円増加の1兆194億38百万円となりました。

上記を主要因として、当事業年度末の負債の部は前事業年度末比580億59百万円増加の1兆345億99百万円となりました。

純資産の部につきましては、利益剰余金が増加したことなどから、前事業年度末比9億70百万円増加の434億21百万円となりました。

(3) 不良債権処理の進捗

リスク管理債権は前事業年度末比30億11百万円減少の246億88百万円となり、貸出金残高に対するリスク管理債権の比率は前事業年度末比0.68ポイント低下の4.29%となりました。

(4) 自己資本比率

当事業年度末の単体自己資本比率（国内基準）は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。

当事業年度末における単体自己資本比率（国内基準）は10.88%となりました。

(5) 主な収支

資金運用収支は、有価証券利息配当金の増加などにより前事業年度比5億67百万円増加の116億52百万円となりました。

役務取引等収支は、前事業年度比1億57百万円増加の15億円となりました。

その他業務収支は、前事業年度比2億29百万円減少の1億32百万円となりました。

営業経費は、前事業年度比1億49百万円増加の110億14百万円となりました。

その他経常収支は、前事業年度比2億95百万円増加の10億65百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、前事業年度比6億41百万円増加の30億71百万円となりました。

3. キャッシュ・フローについての分析

当行の資金状況は、現金及び現金同等物の期末残高が前事業年度末比202億63百万円増加いたしました。なお、前事業年度は連結財務諸表を作成しているため、比較分析は行っておりません。

主な内容は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金、譲渡性預金の増加等により384億68百万円のプラスとなりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出等により176億13百万円のマイナスとなりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により5億91百万円のマイナスとなりました。

4. 経営者の問題意識と今後の方針について

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から3年が経過し、宮城県では災害廃棄物の処理・処分が終了するなど着実に復興への取組みが進んでおります。しかしながら、人材不足や資材の高騰等の影響により、防災集団移転促進事業や土地区画整理事業、災害公営住宅の供給が大幅に遅延しているほか、震災前の業況に回復していない被災企業も多い状況にあるなど復興は道半ばであり、沿岸地域を中心に被災地を取り巻く環境は依然として厳しく、今後の復興支援に向けた地域金融機関の役割は非常に重要であると考えております。

このような環境のなか、当行は、被災地の金融機関として、震災からの一日も早い復興に向けて、被災された中小企業や住宅ローン利用者などのお客さまに対し、安定的かつ円滑な金融仲介機能を提供するなど復興支援に積極的に取り組んでおります。

また、一層の地域経済活動への貢献と顧客サービスの向上に向けて、当行は、株式会社きらやか銀行とともに、じもとグループとして、宮城と山形両県の人・情報・産業をつなぐ架け橋となり、共同商品の開発やサービスの向上、経営資源の戦略的な配分を通じて、多面的な金融サービスを創造・提供するとともに、経営強化計画を着実に実行することで震災からの早期復興と地元経済活性化に貢献してまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当行では、顧客の利便性向上及び効率的な営業基盤の整備を目的として、銀行業を中心に設備投資を行いました。
セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

銀行業につきましては、当事業年度において大河原支店、塩釜支店、苦竹支店を新築、東日本大震災にて甚大な被害を受けた沿岸地区では志津川・歌津支店を新築開店いたしました。また、システム関連投資は、勘定系・情報系の次期システム「STELLA CUBE」への移行を行いました。

上記の要因等により、当事業年度の設備投資総額は2,300百万円となりました。

その他につきましては、当事業年度における設備投資はございません。

2【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成26年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメン トの名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業 員数 (人)
						面積 (㎡)	帳簿価額（百万円）					
当行	-	本店及び 支店 67カ店 5出張所	宮城県内	銀行業	店舗・ 事務所	51,750.06 (8,579.12)	7,661	3,193	1,513	60	12,429	706
	-	作並倉庫	宮城県 仙台市 青葉区		倉庫	4,160.79	19	12	0	-	31	-
	-	勝山社宅 他	宮城県内		社宅・寮	5,575.85	201	16	-	-	218	-
	-	本店	宮城県 仙台市 青葉区	その他	事務所	-	-	0	0	-	0	4

(注) 1. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物も含め491百万円であります。

2. 動産は、事務機器1,362百万円、その他151百万円であります。

3. 当行の店舗外現金自動設備90か所は上記に含めて記載しております。

4. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

リース契約

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の内容	従業員数 (人)	年間 リース料 (百万円)
当行	-	本店及び 支店 67カ店 5出張所	宮城県内	銀行業	事務機器 車輛運搬具等	-	15

3【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	本店	宮城県 仙台市 青葉区	更改	銀行業	設備改修	483	157	自己資金	平成26年 1月	平成27年 3月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 除却

当事業年度末において、重要な設備の除却計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	110,000,000
第 種優先株式	30,000,000
計	110,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成26年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成26年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,564,661	同左	-	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のな い当行における標準とな る株式 (注)2
第 種優先株式	20,000,000	同左	-	(注)
計	27,564,661	同左	-	-

(注)1. 第 種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 単元株式数は100株であります。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) 当銀行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株数が変動します。

(2) 行使価額修正条項の内容

修正基準

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下、「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日における普通株式時価に修正されます(以下、かかる修正後の取得価額を、「修正後取得価額」という。)。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(3)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とします。なお、決定日までの直近5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、(注)5.(5)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整されます。

本 における「普通株式時価」とは、以下に定めるイ.またはロ.の価額をいいます。

イ. 決定日を最終日とする5連続取引日(同日を含む。)の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合

当該決定日(同日を含む。)までの直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、当該決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の当銀行の普通株式が上場等をしている取引所等における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。)

ロ. イ. 以外の場合

連結BPS(ただし、当該決定日の直前に提出された継続開示書類中の財務情報の基準日の翌日以降に、(注)5.(5)に定める取得価額の調整事由が生じたことにより取得価額が調整された場合には、上記調整事由により調整された取得価額相当額を意味するものとする。)

修正頻度

取得価額の修正は、毎月第3金曜日の翌日以降、1カ月に1回の頻度で行います。

(3) 行使価額等の下限

下限取得価額は302円(ただし、(注)5.(5)による調整を受ける)。

(4) 当銀行は、平成33年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。

4. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。

5. 第 種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) 第 種優先配当金

第 種優先配当金

当銀行は、定款第55条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日（以下、「第 種優先期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録された第 種優先株式を有する株主（以下、「第 種優先株主」という。）または第 種優先株式の登録株式質権者（以下、「第 種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該第 種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当銀行の普通株式（以下、「普通株式」という。）を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第 種優先株式1株につき、第 種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記 に定める配当率（以下、「第 種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下、「第 種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対して下記(2) に定める第 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

第 種優先配当率

平成24年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第 種優先配当率

第 種優先配当率＝預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当率としての資金調達コストのうち直近のもの）

上記の算式において「優先配当率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方（以下、「第 種優先株式上限配当率」という。）を超える場合には、第 種優先配当率は第 種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において、「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、4月1日（同日がロンドンの銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が第 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対しては、第 種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 第 種優先中間配当金

当銀行は、定款第56条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第 種優先株式1株当たり、各事業年度における第 種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下、「第 種優先中間配当金」という。）を行う。

(3) 残余財産

残余財産の分配

当銀行の残余財産を分配するときは、第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき、第 種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記 に定める経過第 種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対しては、上記 のほか、残余財産の分配は行われない。

経過第 種優先配当金相当額

第 種優先株式 1 株当たりの経過第 種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第 種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。ただし、上記の第 種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度において第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対して第 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

第 種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第 種優先株主は、定時株主総会に第 種優先配当金の額全部（第 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第 種優先配当金の額全部（第 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、第 種優先配当金の額全部（第 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

第 種優先株主は、下記 に定める取得を請求することができる期間中、当銀行が第 種優先株式を取得するのと引換えに、普通株式を交付することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、第 種優先株式の取得と引換えに、下記 に定める財産を交付する。また、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

ただし、下記 に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかったものとみなす。

上記の但書において「行使可能株式数」とは、(A) 取得請求をした日（以下、「取得請求日」という。）における当銀行の発行可能株式総数から、取得請求日における当銀行の発行済株式総数及び取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(B) 取得請求日における当銀行の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当銀行の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数及び新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

取得を請求することができる期間

平成25年4月1日から平成48年9月30日まで（以下、「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第 種優先株式の取得と引換えに、第 種優先株主が取得の請求をした第 種優先株式数に第 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、第 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 ないし に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

当初の取得価額は、取得請求期間の初日における普通株式時価（円位未満四捨五入）とする。ただし、当初取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

本 における「普通株式時価」とは、以下に定めるイ．またはロ．の価額をいう。

イ．取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日までの期間において、当銀行の普通株式が上場等（金融商品取引所または店頭売買有価証券市場（以下、「取引所等」という。）への上場または登録をいう。以下同じ。）をしている場合

当初取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、取引所等（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。）とする。

ロ．イ．以外の場合

直近の有価証券報告書、半期報告書または四半期報告書（もしあれば）（連結BPS（以下に定義する。）に関するこれらの訂正報告書を含む。以下、「継続開示書類」という。）における1株当たり純資産額（連結ベースとし、1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針第35項に従い、貸借対照表の純資産の部の合計額から、優先株式に係る払込金額及び配当、新株予約権、少数株主持分等を控除したものを、普通株式に係る純資産額として計算する。以下、「連結BPS」という。）

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下、「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日における普通株式時価に修正される（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、決定日までの直近の5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

本における「普通株式時価」とは、以下に定めるイ．またはロ．の価額をいう。

イ．決定日を最終日とする5連続取引日（同日を含む。）の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合

当該決定日（同日を含む。）までの直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、当該決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当銀行の普通株式が上場等をしている取引所等における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。）

ロ．イ．以外の場合

連結BPS（ただし、当該決定日の直前に提出された継続開示書類中の財務情報の基準日の翌日以降に、下記に定める取得価額の調整事由が生じたことにより取得価額が調整された場合には、上記調整事由により調整された取得価額相当額を意味するものとする。）

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

302円（ただし、下記による調整を受ける。）。

取得価額の調整

イ．第 種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{既発行} & & \text{交付普通} & & \text{1株当たりの} \\ & & \text{普通株式数} & + & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} & \times & \frac{\text{時価}}{\text{時価}} \\ \text{取得価額} & & \text{取得価額} & & & & \end{array}$$

(A) 取得価額調整式に使用する時価（下記八．に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）その他の証券（以下、「取得請求権付株式等」という。）、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二．に定義する。以下、本(C)、下記(D)及び(E)ならびに下記八．(D)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(D) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．またはロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下、「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C)または(D)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E)による調整は行わない。

(F) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ．上記イ．(A) ないし(F) に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

ハ．(A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日（以下、「調整日」という。）における普通株式時価とする。なお、調整日の前日を最終日とする5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本 に準じて調整する。

(B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ．(A) ないし(C) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ．およびロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ．(D) (b) または(c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ．(D) (b) または(c) に基づく調整に先立って適用された上記イ．(C) または(D) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

(D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ．(A) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ．(B) および(F) の場合には0円、上記イ．(C) ないし(E) の場合には価額（ただし、(D) の場合は修正価額）とする。

ニ．上記イ．(C) ないし(E) および上記ハ．(D) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ．上記イ．(E) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ．(C) に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ．上記イ．(A) ないし(C) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ．(A) ないし(C) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト．取得価額調整式により算出された上記イ．第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。）を使用する。

本 における「普通株式時価」とは、以下に定める(a) または(b) の価額をいう。

(a) 調整日からこれに先立つ5連続取引日の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合

調整日の前日を最終日とする5連続取引日の当銀行の普通株式が上場等をしている取引所等における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。

なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は本 に準じて調整する。

(b) (a) 以外の場合

連結BPS

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額（下記(7)． に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。）は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成33年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第 種優先株式の全部または一部を取得することができるものとし、当銀行は、かかる第 種優先株式を取得するのと引換えに、第 種優先株式1株につき、第 種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第 種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当銀行の普通株式時価が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。なお、第 種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5)．に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

本項における「普通株式時価」とは、以下に定めるイ．またはロ．の価額をいう。

イ．取得日を決定する取締役会の開催日を最終日とする30営業日の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合

取引所等における当銀行の普通株式の終値

ロ．イ．以外の場合

連結BPS

なお、本項においては、上記(3)．に定める経過第 種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第 種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得条項

普通株式を対価とする一斉取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第 種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第 種優先株式を取得するのと引換えに、各第 種優先株主に対し、その有する第 種優先株式数に第 種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記に定める普通株式の時価（以下、「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

「一斉取得価額」とは、以下に定める(a)または(b)の価額をいう。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(a) 一斉取得日からこれに先立つ45連続取引日の期間において、当銀行の普通株式が上場等をしている場合

一斉取得日に先立つ30連続取引日の当銀行の普通株式が上場等をしている取引所等における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。

(b) (a) 以外の場合

連結BPS

(8) 株式の分割または併合及び株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式及び第 種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第 種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

6. 種類株主総会の決議

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはしておりません。

7. 第 種優先株式は、定款の定めに基づき、上記に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。これは、当銀行が資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とすることを目的とするものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第93期下半期 (平成25年10月1日から 平成26年3月31日まで)	第93期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株 予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修 正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	-

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年8月2日 (注)1	-	7,591	-	7,485	5,875	-
平成23年9月30日 (注)2	20,000	27,591	15,000	22,485	15,000	15,000
平成24年6月27日 (注)1	-	27,591	-	22,485	4,210	10,789
平成24年9月28日 (注)3	26	27,564	-	22,485	-	10,789

(注)1. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を取崩し、その他資本剰余金に振り替えたものでありま
す。

2. 有償 第三者割当による第 種優先株式の発行

発行価格 1株につき1,500円 資本組入額 1株につき1,500円

割当先 株式会社整理回収機構

3. 発行済株式総数の減少は、自己株式の消却によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

普通株式

平成26年 3 月31日現在

区分	株式の状況（ 1 単元の株式数100株）								単元未満株式の 状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	1	-	-	-	1	—
所有株式数 （単元）	-	-	-	75,646	-	-	-	75,646	61
所有株式数の割合 （％）	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	—

第 種優先株式

平成26年 3 月31日現在

区分	株式の状況（ 1 単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	1	-	-	-	1	—
所有株式数（単元）	-	-	-	200,000	-	-	-	200,000	-
所有株式数の割合（％）	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

平成26年 3 月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社じもとホールディングス	仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号	27,564	100.00
計	-	27,564	100.00

（注）当行は株式会社きらやか銀行と、平成24年10月 1 日、株式移転により共同で設立した持株会社株式会社じもとホールディングスの完全子会社となっております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年 3 月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第 種優先株式 20,000,000	-	(注)
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 7,564,600	75,646	権利内容に何ら限定のない当行 における標準となる株式 (単元株式数100)
単元未満株式	普通株式 61	-	-
発行済株式総数	27,564,661	-	-
総株主の議決権	-	75,646	-

(注) 第 種優先株式の内容は、「 1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載のとおりであります。

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当行は、地域金融機関としての公共性と健全性維持の観点から、内部留保の充実を図りつつ、完全親会社である株式会社じもとホールディングスの経営方針に従って、配当を行うことを基本方針としております。

当行の配当は中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては定款の定めにより取締役会で決議することとしております。

当事業年度の普通配当につきましては、上記方針にもとづき、1株当たりの期末配当を17.87円、中間配当を16.25円とさせて頂いております。また、第1種優先株式の配当につきましては、発行要項に定められた優先配当率に従いまして、1株当たりの期末配当金を1.50円、中間配当を1.50円とさせて頂いております。

内部留保資金につきましては、今後の事業展開への備えとするとともに、安定した財務基盤の構築のための原資として活用いたします。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成25年11月12日 取締役会決議	普通株式	122	16.25
	第1種優先株式	30	1.50
平成26年6月24日 定時株主総会決議	普通株式	135	17.87
	第1種優先株式	30	1.50

4【株価の推移】

当行の株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (株)
取締役頭取 (代表 取締役)		鈴木 隆	昭和29年 1月20日生	昭和52年 4月 平成15年 4月 平成15年 6月 平成17年 6月 平成18年 4月 平成18年 6月 平成19年 6月 平成20年 6月 平成21年 6月 平成24年10月 平成25年 6月	株式会社振興相互銀行(現株式会 社仙台銀行) 入行 当行推進部副部長兼個人営業課長 当行取締役融資部長 当行取締役企画部長 当行取締役企画部長兼リスク統括 部長 当行取締役総務部長 当行常務取締役総務部長 当行常務取締役 当行代表取締役常務 株式会社じもとホールディングス 取締役 株式会社じもとホールディングス 代表取締役会長(現職) 当行代表取締役頭取(現職)	平成26年 6月 から 1年	-
専務取締役 (代表 取締役)		御園生 勇 郎	昭和29年 4月 2日生	昭和53年 4月 平成17年 4月 平成18年 6月 平成20年 6月 平成21年 6月 平成24年10月 平成25年 6月 平成26年 6月	株式会社振興相互銀行(現株式会 社仙台銀行) 入行 当行東部工場団地支店長 当行取締役企画部長 当行常務取締役企画部長 当行常務取締役 株式会社じもとホールディングス 取締役 当行代表取締役専務(現職) 株式会社じもとホールディングス 常務取締役(現職)	平成26年 6月 から 1年	-
常務取締役 (代表 取締役)		高 橋 博	昭和29年 3月22日生	昭和52年 4月 平成17年 4月 平成19年 6月 平成20年 6月 平成25年 6月 平成26年 6月	株式会社振興相互銀行(現株式会 社仙台銀行) 入行 当行苦竹支店長 当行取締役本店営業部長 当行取締役総務部長 株式会社じもとホールディングス 取締役(現職) 当行常務取締役 当行代表取締役常務(現職)	平成26年 6月 から 1年	-
常務取締役		斎 藤 義 明	昭和34年 1月 8日生	昭和56年 4月 平成21年 4月 平成22年 6月 平成23年 6月 平成25年 6月	株式会社振興相互銀行(現株式会 社仙台銀行) 入行 当行業務監査部長 当行取締役リスク統括部長 当行取締役本店営業部長 株式会社じもとホールディングス 取締役(現職) 当行常務取締役(現職)	平成26年 6月 から 1年	-
取締役	地元企業 応援部長	佐 藤 彰	昭和30年 4月 3日生	昭和53年 4月 平成24年 5月 平成25年 6月 平成26年 6月	株式会社振興相互銀行(現株式会 社仙台銀行) 入行 当行推進部長兼カード事業部長 当行取締役地元企業応援部長(現 職) 株式会社じもとホールディングス 取締役(現職)	平成26年 6月 から 1年	-
取締役	本店営業 部長兼 国分町 支店長兼 東京支店長	香 川 利 則	昭和31年 4月18日生	昭和54年 4月 平成24年 2月 平成25年 6月 平成25年 9月	株式会社振興相互銀行(現株式会 社仙台銀行) 入行 当行市場運用部長 当行取締役本店営業部長 当行取締役本店営業部長兼国分町 支店長兼東京支店長(現職)	平成26年 6月 から 1年	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	市場金融 部長	太 田 順 一	昭和34年10月19日生	昭和58年4月 平成25年10月 平成26年6月	株式会社振興相互銀行（現株式会 社仙台銀行）入行 当行市場金融部長 当行取締役市場金融部長（現職）	平成26年6月 から1年	-
取締役		熊 谷 満	昭和16年7月25日生	昭和40年4月 平成15年6月 平成17年6月 平成21年6月 平成22年6月 平成24年10月 平成26年6月	東北電力株式会社入社 同社代表取締役副社長 東北電力株式会社取締役退任 株式会社ユアテック代表取締役社 長 株式会社ユアテック代表取締役会 長 当行取締役（現職） 株式会社じもとホールディングス 取締役（現職） 株式会社ユアテック相談役（現 職）	平成26年6月 から1年	-
常勤監査役		佐 藤 政 文	昭和29年4月26日生	昭和53年4月 平成18年6月 平成19年6月 平成22年6月	株式会社振興相互銀行（現株式会 社仙台銀行）入行 当行リスク統括部長 当行取締役リスク統括部長 当行常勤監査役（現職）	平成24年6月 から4年	-
監査役		長谷部 俊 一	昭和28年2月10日生	昭和51年4月 平成20年6月 平成21年6月 平成24年10月	株式会社振興相互銀行（現株式会 社仙台銀行）入行 当行中央通支店長 当行常勤監査役 株式会社じもとホールディングス 常勤監査役（現職） 当行監査役（現職）	平成24年6月 から4年	-
監査役		菅 野 國 夫	昭和8年9月24日生	昭和52年4月 昭和62年4月 平成13年2月 平成19年3月 平成22年6月 平成24年10月	東北学院大学法学部助教授 東北学院大学法学部教授 弁護士登録（仙台弁護士会） 東北学院大学名誉教授（現職） 当行監査役（現職） 株式会社じもとホールディングス 監査役（現職）	平成23年6月 から4年	-
監査役		三 浦 俊 一	昭和24年1月5日生	昭和46年11月 平成16年4月 平成18年4月 平成19年4月 平成19年12月 平成20年3月 平成20年7月 平成22年4月 平成26年5月 平成26年6月	宮城県採用 同 環境生活部長 同 産業経済部長 同 総務部長 同 総務部長兼公務研修所長 同 退職 財団法人宮城県環境事業公社理事 長 公益財団法人宮城県文化振興財団 理事長 社会福祉法人宮城県社会福祉協議 会会長 当行監査役（現職） 株式会社じもとホールディングス 監査役（現職）	（注）3	-
計							-

- （注）１．取締役熊谷満氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- ２．監査役菅野國夫及び三浦俊一の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- ３．監査役三浦俊一氏の任期は、平成28年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

コーポレート・ガバナンスの状況につきましては、原則として当事業年度末現在における状況について記載しておりますが、有価証券報告書提出日までに重要な事象がある場合には、当該有価証券報告書提出日現在の状況について記載しております。

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制の概要等

当行は監査役会設置会社となっております。

取締役会につきましては、社外取締役1名を含む8名の取締役が、取締役会を毎月1回開催し、業務執行に関する経営方針を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。

また、社外取締役を除く取締役の全員をもって構成する経営会議を設置し、原則として毎週1回開催しております。経営会議では、取締役会において決定した経営方針に基づき、その具体的な執行方針等を定めるとともに、業務執行の重要事項について決定・協議し、併せて業務執行の全般的な統制を行っております。

監査役会につきましては、監査役4名のうち半数の2名を社外監査役として選任し、監査の実効性を高めるとともに、取締役会への出席・意見陳述等を通じて、有効かつ適切な監査が行われるようにしております。

当行と社外取締役及び各社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各社外監査役のいずれも会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

なお、当行の定款に定める役員の定数は、取締役を12名以内、監査役を4名以内としております。また、その選任は取締役・監査役ともに、株主総会において選任することとし、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこと、並びに取締役の選任決議は累積投票によらないことを定款に定めております。

内部統制システムの整備の状況

内部統制システムの整備状況につきましては、平成18年5月開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、法令遵守やリスク管理などの関連規程や行内組織の整備等に取り組んでおります。内部監査部門である監査部において、内部管理態勢の適切性及び有効性及び業務諸活動状況の健全性及び効率性について、公正かつ客観的に検証・評価し、必要に応じて有効な改善案等を提言しております。

また、平成20年4月開催の取締役会において、本基本方針を一部改定し、反社会的勢力の取組姿勢に関する事項を追加しました。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、監査部を設置し、9名体制で実施しております。内部監査基本計画を半年毎に策定し、頭取へ提出し、取締役会の承認を得ております。本計画に基づき、内部管理態勢や業務諸活動状況の検証・評価を目的とした通常監査を実施しております。また、取締役会で決定した場合や頭取が必要と認めた場合は、頭取の命令により特別監査を実施しております。

監査役監査につきましては、監査役4名のうち半数の2名を社外監査役として選任し、監査役全員で監査役会を組織しております。監査の開始にあたり、監査方針、監査計画、監査の方法等を監査役会で協議・策定し、監査を実施しております。

内部統制につきましては、統括部署は経営企画部経営管理室とし、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を統括しております。また、評価部署は監査部監査課とし、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を確認しております。両部署は、相互に連携して財務報告に係る内部統制の具体的な作業プロセスを担当し、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行っております。

内部監査、監査役監査、会計監査はそれぞれが独立性を保ちながらも、監査役は、内部統制の整備及び運用状況を監視、検証するとともに、必要に応じて監査役会において内部監査部門、会計監査人等から報告を受けるなど相互連携を図っております。

会計監査の状況

会計監査につきましては、業務を執行した公認会計士は齋藤憲芳・渡辺雅章・瀬底治啓であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当行の会計監査に一定期間を超えて関与することがないよう措置をとっていることから、継続監査年数につきましては全員7年以内となっております。

また、監査業務に係る補助者の構成につきましては、公認会計士6名、その他8名となっております。

社外取締役及び社外監査役

(ア) 当行の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役熊谷満が、相談役に就任しております株式会社ユアテックは、当行との間に電気工事等の取引があり、当行は同社の株式を保有しており、当行相談役三井精一が同社の社外監査役に就任しております。また、代表取締役副社長に就任しておりました東北電力株式会社は、当行との間に貸出金等の取引があり、当行は同社の株式を保有しております。

社外監査役三浦俊一が勤務しておりました宮城県は、当行との間に県債引受等の取引があります。

社外監査役菅野國夫は、当行との間に特記すべき利害関係はございません。

(イ) 社外取締役は、客観的・中立的な立場から、経営者としての豊かな経験と高い見識により、取締役の業務執行に対する監督機能を高め、当行の経営の健全性確保に十分な役割を果たしております。

各社外監査役は、客観的・中立的な立場から、長年培ってきた知識・経験と幅広い見識により、監査体制の強化を図り、当行の経営の健全性確保に十分な役割を果たしております。

また、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針は定めませんが、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」における一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素を参考にしております。

(ウ) 社外取締役は取締役会において、また、社外監査役は取締役会及び監査役会において、当行の業務執行に対する監督・監査を行っており、内部監査、監査役監査、会計監査についての審議・協議を行い、または報告を受けるなどの相互連携を図り、内部統制の整備及び運用状況について監視、検証を行っております。

また、代表取締役と監査役会の意見交換会を定期的に開催しております。

リスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備状況

(ア) リスク管理体制の整備状況

(基本方針)

金融機関で取扱う業務や商品が、急速に多様化・複雑化しているなか、当行におけるリスクも多様化しております。

このような中、当行では、地域金融機関として地域経済・社会での使命を果たすため、健全かつ適切な経営の維持と安定した収益を確保するとともに、揺るぎない信用と信頼の確立が必要であると認識しております。

このため、リスク管理体制の強化を経営の重要課題の一つに位置付け、リスクを的確に把握し、適切に管理・コントロールしていくよう行内の体制整備に取り組んでおります。

(運営体制)

運営体制につきましては、各リスクの管理については各主管部署で行うとともに、リスク統括部リスク管理室にて、これらを総合的に管理する体制にしております。

また、リスク管理委員会を毎月開催し、全行的立場から、業務の健全性と適切性を確保するため、リスク管理に係る施策の実施と実施状況の監視を行っております。

(イ) コンプライアンス体制の整備状況

(基本方針)

当行は行是を「信を万事の本と為す」と定めており、社会からの信用と信頼を確保することを企業理念としております。

当行では、この行是の精神を行内に広く浸透・徹底させ、金融機関としての公共的使命や社会的責任を果たしていくため、以下に掲げる「コンプライアンス基本方針」を定め、実効性あるコンプライアンス態勢の確立を目指しております。

コンプライアンス基本方針

1. 当行は、銀行の持つ社会的責任や公共的使命の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図ります。
2. 当行は、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに的確に応えるとともに、質の高い金融サービスの提供を通じて、地域の経済・社会の発展に貢献します。
3. 当行は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行します。
4. 当行は、経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く社会とのコミュニケーションを図ります。
5. 当行は、従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現します。
6. 当行は、環境問題への取り組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に取り組みます。
7. 当行は、銀行が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組みます。
8. 当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。

以 上

（運営体制）

当行では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つに位置付け、取締役が自ら率先垂範して取り組むべき問題であることを認識し、その実効性を確保するため取締役コンプライアンス規程を定めております。また、本支店が一体となったコンプライアンス運営体制を以下のように構築し、コンプライアンス態勢の一層の充実・強化に向けて取り組んでおります。

当行では、今後とも、全役職員のコンプライアンスに対する意識を更に浸透させるとともに、実効性のある内部管理態勢の確立に向けて取り組んでまいります。

A 取締役会

取締役会は、コンプライアンスに関わる基本方針並びに遵守規準等を策定するとともに、コンプライアンスに関する諸問題について議論を行うなど、コンプライアンス態勢の構築に努めております。

B 監査役

監査役は、取締役会に付議されたコンプライアンスに関する議案に対し必要に応じて意見を述べるなど、コンプライアンス態勢を監視しております。

C コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス態勢を整備し、全行的立場から、当行業務の健全性と適正性を確保するためのコンプライアンスに係る施策の実施及び実施状況の監視を行っております。

D 内部管理体制整備分科会

コンプライアンス委員会の下部組織である内部管理体制整備分科会において、内部管理体制上の問題点の発見・協議・検討を行い、改善策を同委員会へ提言する等の活動を行っております。

E リスク統括部コンプライアンス室

当行におけるコンプライアンスを推進・統括する部署として、リスク統括部にコンプライアンス室を設置しております。

コンプライアンス統括部署の管理者はリスク統括部長とし、法令等遵守態勢の整備・確立を図るため、内部規程等の策定、態勢の整備・評価・改善活動の実施についての責任を担っております。

当室は、コンプライアンスを推進・統括する部署として当行全体のコンプライアンスに関する事項を統括し、中立的、牽制的立場から客観的評価及び教育指導等を行うとともに、各部署と連携し、コンプライアンス態勢の充実、強化に努めております。

また、具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、コンプライアンス実現のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、取締役会の承認を得て取り組んでおります。

F 本部・営業店

本部各部・営業店毎に、コンプライアンス責任者・担当者を配置し、本支店一体での取り組み体制を構築しております。お客様に接する営業店では、支店長がコンプライアンス責任者として、コンプライアンスの中心的な役割を担っております。

営業店では、「コンプライアンス・プログラム」の基本方針等に基づき、職場研修などの具体的な施策に取り組んでおります。その取り組みは、四半期毎に統括部署であるコンプライアンス室に報告し、同室が報告内容を検証しております。併せて、コンプライアンス室が営業店へ臨店モニタリングを行い、「コンプライアンス・プログラム」の実施状況及びコンプライアンス態勢の整備状況をチェックする体制としております。

本部では、所管業務に関わるコンプライアンス事項を統括するとともに、コンプライアンス上の課題への取り組みや営業店への教育指導に努めております。また、関係各部やコンプライアンス室と連携し、「コンプライアンス・プログラム」の策定に参画するなど、コンプライアンス態勢の充実、強化に取り組んでおります。

役員の報酬等の内容

役員報酬の内容につきましては、平成19年6月28日開催の第86回定時株主総会の決議により、取締役の報酬年額の限度額を1億2,000万円（うち社外取締役分は500万円）、監査役の報酬年額の限度額を4,000万円と定めております。なお、取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分報酬は含みません。

また、役員の報酬等の額は、当行の業績等を総合的に勘案のうえ、株主総会で定められた限度額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	
			基本報酬
取締役	10	65	65
監査役	2	12	12
社外役員	3	5	5

（注）1．役員ごとの報酬等の総額につきましては、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

2．員数には、平成25年6月6日をもって辞任した取締役1名及び平成25年6月25日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

3．上記のほか、使用人兼務取締役5名の使用人分報酬18百万円（使用人分給与17百万円、使用人分賞与0百万円）があります。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を目的とするものであります。

株主総会及び種類株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会の特別決議要件については、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

また、種類株主総会の特別決議要件については、会社法第324条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これらは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

種類株式（第 種優先株式）

第 種優先株式は、「第 4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載のとおり、普通株式と議決権に差異を有しており、無議決権株式となっております。

ただし、第 種優先株主は、定時株主総会に第 種優先配当金の額全部（第 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第 種優先配当金の額全部（第 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、第 種優先配当金の額全部（第 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができることとなります。

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数 1 銘柄
貸借対照表計上額の合計額 121百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

（前事業年度）

貸借対照表計上額の 1 銘柄は次のとおりであります。

（特定投資株式）

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
株式会社やまや	60,060	88	取引関係維持・向上

（当事業年度）

貸借対照表計上額の 1 銘柄は次のとおりであります。

（特定投資株式）

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
株式会社やまや	60,060	121	取引関係維持・向上

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益

	前事業年度			
	貸借対照表計上額 （百万円）	受取配当金 （百万円）	売却損益 （百万円）	評価損益 （百万円）
上場株式	8,496	119	396	1,562

	当事業年度			
	貸借対照表計上額 （百万円）	受取配当金 （百万円）	売却損益 （百万円）	評価損益 （百万円）
上場株式	7,794	166	76	2,005

ニ．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

ホ．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬（百万円）	非監査業務に 基づく報酬（百万円）
提出会社	39	2
連結子会社	-	-
計	39	2

（注）当連結会計年度については、連結財務諸表を作成しておりませんので、記載しておりません。

区分	当事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬（百万円）	非監査業務に 基づく報酬（百万円）
提出会社	43	1

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

経営統合に係る会計業務の全般的な助言・協議に関する業務であります。

当事業年度

新自己資本比率規制対応に関する業務であります。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類については、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成25年9月27日内閣府令第63号）附則第2項により、改正前の銀行法施行規則に準拠しております。

なお、前事業年度は連結キャッシュ・フロー計算書を作成していたため、比較情報である前事業年度のキャッシュ・フロー計算書は記載しておりません。

2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

3. 当行は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握するため、監査法人等の行う研修への参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

4. 当行は、平成26年3月1日付で連結子会社でありました仙銀ビジネス株式会社を吸収合併したため、連結子会社が無くなったことから、当事業年度より連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
現金預け金	7 85,551	7 105,787
現金	13,845	16,207
預け金	71,705	89,580
買入金銭債権	831	844
有価証券	1, 7, 12 366,721	1, 7, 12 384,664
国債	120,502	116,969
地方債	65,492	70,420
社債	147,785	161,874
株式	8,872	8,193
その他の証券	24,069	27,205
貸出金	2, 3, 4, 5, 8 557,327	2, 3, 4, 5, 8 575,087
割引手形	6 3,589	6 3,072
手形貸付	20,861	20,980
証書貸付	492,081	504,697
当座貸越	40,795	46,337
外国為替	180	89
外国他店預け	180	89
その他資産	7 2,994	7 2,218
前払費用	34	35
未収収益	1,174	1,084
その他の資産	1,786	1,098
有形固定資産	10, 11 10,531	10, 11 12,837
建物	2,401	3,222
土地	9 6,132	9 7,881
リース資産	59	60
建設仮勘定	190	157
その他の有形固定資産	1,747	1,514
無形固定資産	564	1,181
ソフトウェア	330	1,122
その他の無形固定資産	234	58
前払年金費用	280	314
支払承諾見返	1,680	1,549
貸倒引当金	7,674	6,553
資産の部合計	1,018,990	1,078,020

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
預金	7 835,081	7 843,368
当座預金	15,235	14,805
普通預金	451,262	459,168
貯蓄預金	9,709	9,231
通知預金	1,550	1,754
定期預金	349,123	350,654
定期積金	4,916	4,915
その他の預金	3,284	2,838
譲渡性預金	128,930	176,070
借入金	7 4,697	7 4,868
借入金	4,697	4,868
外国為替	0	-
未払外国為替	0	-
その他負債	2,420	5,545
未払法人税等	75	108
未払費用	898	499
前受収益	219	300
従業員預り金	204	192
給付補填備金	1	1
リース債務	62	64
資産除去債務	33	2
その他の負債	925	4,377
賞与引当金	150	210
退職給付引当金	60	50
利息返還損失引当金	6	8
睡眠預金払戻損失引当金	154	119
偶発損失引当金	73	81
繰延税金負債	2,175	1,623
再評価に係る繰延税金負債	9 1,107	9 1,103
支払承諾	1,680	1,549
負債の部合計	976,539	1,034,599
純資産の部		
資本金	22,485	22,485
資本剰余金	10,789	10,789
資本準備金	10,789	10,789
利益剰余金	2,283	4,255
利益準備金	-	113
その他利益剰余金	2,283	4,141
繰越利益剰余金	2,283	4,141
株主資本合計	35,558	37,529
その他有価証券評価差額金	5,223	4,229
土地再評価差額金	9 1,669	9 1,661
評価・換算差額等合計	6,892	5,891
純資産の部合計	42,450	43,421
負債及び純資産の部合計	1,018,990	1,078,020

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
経常収益	17,751	16,664
資金運用収益	11,867	12,387
貸出金利息	9,341	9,052
有価証券利息配当金	2,411	3,147
コールローン利息	62	132
預け金利息	4	10
その他の受入利息	47	44
役務取引等収益	2,482	2,588
受入為替手数料	810	921
その他の役務収益	1,672	1,667
その他業務収益	765	247
外国為替売買益	4	3
商品有価証券売買益	0	0
国債等債券売却益	760	242
その他経常収益	2,635	1,440
貸倒引当金戻入益	2,130	557
償却債権取立益	84	458
株式等売却益	92	123
その他の経常収益	328	300
経常費用	15,321	13,593
資金調達費用	782	735
預金利息	510	405
譲渡性預金利息	63	143
コールマネー利息	0	0
借入金利息	19	6
金利スワップ支払利息	186	176
その他の支払利息	3	3
役務取引等費用	1,140	1,088
支払為替手数料	143	202
その他の役務費用	997	886
その他業務費用	667	379
国債等債券売却損	475	22
国債等債券償還損	192	357
営業経費	10,864	11,014
その他経常費用	1,865	375
貸出金償却	35	21
株式等売却損	478	46
株式等償却	0	1
その他の経常費用	1,352	305
経常利益	2,429	3,071
特別利益	-	219
固定資産処分益	-	7
抱合せ株式消滅差益	-	211
特別損失	128	723
固定資産処分損	98	37
減損損失	130	-
合併に伴う未実現利益修正損	-	3685
税引前当期純利益	2,301	2,566
法人税、住民税及び事業税	24	93
法人税等還付税額	1	-
法人税等調整額	71	59
法人税等合計	48	33
当期純利益	2,350	2,532

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余 金合計		
						繰越利益 剰余金			
当期首残高	22,485	15,000	5,242	20,242	-	9,453	9,453	66	33,208
当期変動額									
資本準備金の取崩		4,210	4,210	-					-
欠損填補			9,453	9,453		9,453	9,453		-
当期純利益						2,350	2,350		2,350
自己株式の取得								0	0
自己株式の消却						66	66	66	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	4,210	5,242	9,453	-	11,737	11,737	66	2,349
当期末残高	22,485	10,789	-	10,789	-	2,283	2,283	-	35,558

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,648	1,669	3,317	36,525
当期変動額				
資本準備金の取崩				-
欠損填補				-
当期純利益				2,350
自己株式の取得				0
自己株式の消却				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,574	-	3,574	3,574
当期変動額合計	3,574	-	3,574	5,924
当期末残高	5,223	1,669	6,892	42,450

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	22,485	10,789	-	10,789	-	2,283	2,283	-	35,558
当期変動額									
利益準備金の積立					113	113	-		-
剰余金の配当						568	568		568
当期純利益						2,532	2,532		2,532
土地再評価差額金の取崩						7	7		7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	113	1,857	1,971	-	1,971
当期末残高	22,485	10,789	-	10,789	113	4,141	4,255	-	37,529

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,223	1,669	6,892	42,450
当期変動額				
利益準備金の積立				-
剰余金の配当				568
当期純利益				2,532
土地再評価差額金の取崩				7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	993	7	1,000	1,000
当期変動額合計	993	7	1,000	970
当期末残高	4,229	1,661	5,891	43,421

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	2,566
減価償却費	1,056
合併に伴う未実現利益修正損	685
抱合せ株式消滅差損益(は益)	211
貸倒引当金の増減()	1,121
賞与引当金の増減額(は減少)	59
退職給付引当金の増減額(は減少)	9
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	2
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	34
偶発損失引当金の増減額(は減少)	7
資金運用収益	12,387
資金調達費用	735
有価証券関係損益()	60
為替差損益(は益)	0
固定資産処分損益(は益)	30
貸出金の純増()減	17,760
預金の純増減()	8,286
譲渡性預金の純増減()	47,140
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	170
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	27
コールローン等の純増()減	12
外国為替(資産)の純増()減	91
外国為替(負債)の純増減()	0
資金運用による収入	9,408
資金調達による支出	1,093
その他	873
小計	38,572
法人税等の還付額	15
法人税等の支払額	118
営業活動によるキャッシュ・フロー	38,468
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	106,048
有価証券の売却による収入	38,130
有価証券の償還による収入	49,022
投資活動としての資金運用による収入	3,369
有形固定資産の取得による支出	1,171
有形固定資産の売却による収入	24
無形固定資産の取得による支出	938
資産除去債務の履行による支出	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,613
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	22
配当金の支払額	568
財務活動によるキャッシュ・フロー	591
現金及び現金同等物に係る換算差額	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	20,263
現金及び現金同等物の期首残高	85,456
現金及び現金同等物の期末残高	105,720

【注記事項】

【重要な会計方針】

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：2年～50年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,868百万円（前事業年度末は3,102百万円）であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各発生年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

会計基準変更時差異（2,385百万円）：主として15年による按分額を費用処理しております。

(4) 利息返還損失引当金

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した返還見込額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

10. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

【未適用の会計基準等】

１．退職給付会計基準等（平成24年５月17日）

（１）概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものであります。

（２）適用予定日

当行は、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成26年４月１日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、平成26年４月１日に開始する事業年度の期首における利益剰余金が341百万円減少する予定です。

【表示方法の変更】

前事業年度において「その他資産」の「その他の資産」に含めていた「前払年金費用」は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第63号平成25年9月27日）により改正された「銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式」を適用し、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「その他資産」の「その他の資産」に表示していた280百万円は、「前払年金費用」280百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
株式	10百万円	- 百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
破綻先債権額	208百万円	95百万円
延滞債権額	27,021百万円	23,275百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	147百万円	57百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
貸出条件緩和債権額	322百万円	1,259百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
合計額	27,699百万円	24,688百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
	3,589百万円	3,072百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	0百万円	0百万円
有価証券	52,525 "	47,197 "
その他資産	1 "	1 "
計	52,526 "	47,198 "
担保資産に対応する債務		
預金	892 "	872 "
借入金	4,630 "	4,820 "

上記のほか、為替決済、金融派生商品取引等の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
有価証券	19,461百万円	35,190百万円
また、その他資産には、敷金保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。		
	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
敷金保証金	351百万円	140百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
融資未実行残高	142,577百万円	132,531百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	142,577百万円	132,531百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
2,201百万円	2,245百万円

10.有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
減価償却累計額	5,380百万円	5,815百万円

11.有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
圧縮記帳額	296百万円	289百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	(-百万円)	(0百万円)

12.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
	850百万円	1,970百万円

13.取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
	27百万円	27百万円

(損益計算書関係)

1. 減損損失

当行は、以下の資産について減損損失を計上しております。

前事業年度（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）

（単位：百万円）

項番	地域	用途	種類	減損損失額
1	宮城県亘理郡	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	4
2	宮城県気仙沼市	営業用店舗	その他の有形固定資産	14
3	宮城県仙台市青葉区	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	11

上記の資産のうち、項番 1 及び 2 については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないこと、項番 3 については、店舗の再編成に伴い使用を中止する予定であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失額として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングは、当行の管理会計上の最小区分（営業店単位、相互補完関係にある一部の営業店は当該グルーピング単位、共用資産は銀行全体としてグルーピング）で行っております。

なお、使用中止予定資産については、個々の資産単位でグルーピングを行っております。

また、当該資産グループの回収可能価額は、資産の減価償却計算に用いている税法規定に基づく残存価額等に基づき算定した正味売却価額により測定しております。

当事業年度（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日）

当事業年度において、減損損失を計上した資産はありません。

2. 当事業年度に計上した抱合せ株式消滅差益は、子会社吸収合併に伴うものであります。

3. 当事業年度に計上した合併に伴う未実現利益修正損は、子会社吸収合併に伴うものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

前事業年度における「発行済株式の種類及び総数」については、連結財務諸表における注記事項として記載していたため、記載しておりません。

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	24	1	26	-	(注)
合 計	24	1	26	-	

(注) 当事業年度における増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、減少は、自己株式の消却による減少であります。

2. 配当に関する事項

前事業年度については、連結財務諸表における注記事項として記載していたため、記載しておりません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	7,564	-	-	7,564	
第 種優先株式	20,000	-	-	20,000	
合 計	27,564	-	-	27,564	

(注) 当事業年度期首において自己株式はなく、当事業年度における異動がないため、自己株式の種類及び株式数については記載しておりません。

2. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	355	47.00	平成25年3月31日	平成25年6月26日
	第 種優先株式	60	3.00	平成25年3月31日	平成25年6月26日
平成25年11月12日 取締役会	普通株式	122	16.25	平成25年9月30日	平成25年12月6日
	第 種優先株式	30	1.50	平成25年9月30日	平成25年12月6日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	135	利益剰余金	17.87	平成26年 3月31日	平成26年 6月25日
	第 種 優先株式	30	利益剰余金	1.50	平成26年 3月31日	平成26年 6月25日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度については、連結財務諸表における注記事項として記載していたため、記載しておりません。

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
現金預け金勘定	105,787百万円
定期預け金	0百万円
その他の預け金	66百万円
現金及び現金同等物	105,720百万円

2. 重要な非資金取引の内容

当事業年度に合併した仙銀ビジネス株式会社より引き継いだ資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。

資産	2,737百万円
(うち有形固定資産	2,616百万円)
負債	2,516百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

車両運搬具

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成25年 3 月31日)

(単位: 百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	8	6	-	1
無形固定資産	-	-	-	-
合 計	8	6	-	1

当事業年度(平成26年 3 月31日)

(単位: 百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	8	8	-	-
無形固定資産	-	-	-	-
合 計	8	8	-	-

未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
1年内	1	-
1年超	-	-
合 計	1	-
リース資産減損勘定の残高	-	-

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
支払リース料	2	1
リース資産減損勘定の取崩額	-	-
減価償却費相当額	2	1
支払利息相当額	0	0
減損損失	-	-

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
1年内	7	3
1年超	-	-
合 計	7	3

(金融商品関係)

前事業年度については、連結財務諸表における注記事項として記載していたため、前事業年度の記載はしてありません。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

主に法人・個人及び地方公共団体等を中心としたお客様からの預金等を受け入れ、中小企業向け及び地方公共団体向け貸出や住宅ローン等で貸出し、また、有価証券で運用しております。貸出金については、特定の取引先や特定先のグループ、特定の業種等へ与信が集中することのないように小口分散化し、集中リスクを排除しております。また、有価証券については、株式のほか、国債や地方債、公社公団債及び格付の高い事業債等、安全性の高い金融資産で運用しております。主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しており、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。デリバティブは、ヘッジを目的としたデリバティブ取引のほかに、保有株式を基にした株券オプション取引を行っておりますが、原則として投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として宮城県内の法人・個人及び地方公共団体等に対する貸出金であり、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、純投資目的、政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに晒されております。

デリバティブ取引に関するリスクは、市場の変化によって発生する市場リスクと取引相手の信用リスクがありますが、デリバティブ取引は主にヘッジ目的として行っており、過大なリスクの発生は回避しております。

当行では、ALMの一環でデリバティブ取引として金利スワップ取引を行っており、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融資産及び負債に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用し、金利スワップの特例処理を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行では、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」をはじめ、当行で定める信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、企業再生支援への取組み、問題債権の管理など、信用リスク管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか信用リスク管理の主管部署である融資部により行われ、定期的にリスク管理委員会及び取締役会を開催し、信用リスク管理状況等について審議・報告を行っております。

市場リスクの管理

当行では、市場リスクのリスク管理主管部署を市場関連業務の運営部門から独立したリスク統括部とし、市場関連業務のミドル・オフィスの機能を果たすこととし、また、市場関連業務の運営部門については、フロント・オフィスである市場金融部市場運用課とバック・オフィスである市場金融部証券管理課を部内において分離した組織体制とし相互牽制機能を果たす体制としております。

() 金利リスクの管理

当行は、取締役会において決定した「市場リスク管理方針」に基づき、「市場リスク管理規程」において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、アウトライヤー基準の金利リスクやVaR及び金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会に報告しております。なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

() 為替リスクの管理

当行は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、為替スワップ等を利用しております。

() 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、取締役会において決定した「市場リスク管理方針」に基づき、「有価証券運用方針」に従って行っております。市場金融部では、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は、リスク管理委員会に定期的に報告しております。

() デリバティブ取引

当行のデリバティブ取引は主にヘッジ目的で行っており、過大なリスクの発生は回避しております。

また、取引に関しては、約定を行うフロント・オフィスと勘定処理や照合等を行うバック・オフィスに分離することにより、相互牽制が働く体制としております。

() 市場リスクに係る定量的情報

当行において、市場リスクの影響をうける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借入金」、「デリバティブ取引」です。

当行では、これら金融資産、金融負債についてV a R（観測期間は1年、保有期間は政策投資以外の上場株式・国債・地方債・社債・投資信託は2ヶ月、外国証券・預金・貸出金・政策投資株式・金利スワップ・その他金利感応性を有する資産・負債は6ヶ月、信頼区間は99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量として、定量分析を行っております。

当該リスク量の算出に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております。

なお、上記のほか、市場信用リスク等については、近似的解析法等の方法によりリスク量を補完しております。

平成26年3月31日において、当該リスク量の大きさは6,984百万円になります。

ただし、a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで、保有期間2ヶ月・6ヶ月V a R（信頼区間は99%）を用いてバックテストを行った結果、実際の損失変動額がV a Rを超えた回数は33回ありました。これは、日銀の金融政策変更等により、市場金利が急上昇したため発生した一時的な事象であることから、使用する計測モデルは十分な精度で市場リスクを捕捉しているものと考えております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理方針」及び「流動性リスク管理規程」に基づき市場金融部が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。

短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有することなど、日々資金繰り管理や資金調達の状況を監視し、その監視状況をリスク管理委員会に報告する体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません。（（注2）参照）

当事業年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	105,787	105,787	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	16,970	16,836	133
その他有価証券	367,417	367,417	—
(3) 貸出金	575,087		
貸倒引当金（ 1 ）	6,423		
	568,664	573,880	5,215
資産計	1,058,838	1,063,921	5,082
(1) 預金	843,368	843,351	16
(2) 譲渡性預金	176,070	175,990	79
負債計	1,019,438	1,019,342	95

（ 1 ） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（ 2 ） 貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関及びブローカーから提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格及び取引金融機関等から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブの要素が含まれている貸出金は、取引金融機関及びブローカーから提示された価格を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	当事業年度 (平成26年3月31日)
非上場株式 (1) (2)	277
合 計	277

(1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(2) 当事業年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
当事業年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	89,580	-	-	-	-	-
有価証券	58,035	128,469	71,869	46,337	50,119	14,000
満期保有目的の債券	230	490	1,250	5,000	-	10,000
うち社債	230	490	1,250	-	-	-
その他	-	-	-	5,000	-	10,000
その他有価証券のうち 満期があるもの	57,805	127,979	70,619	41,337	50,119	4,000
うち国債	7,446	60,672	14,900	11,000	21,000	-
地方債	11,137	20,836	17,028	12,770	7,556	-
社債	38,718	44,307	37,353	17,100	21,302	-
その他	503	2,163	1,338	467	261	4,000
貸出金	139,116	112,229	98,848	51,318	58,931	114,643
合 計	286,732	240,698	170,717	97,656	109,050	128,643

(注4) 預金、譲渡性預金の決算日後の返済予定額
当事業年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金()	791,432	44,533	7,403	-	-	-
譲渡性預金	175,790	280	-	-	-	-
合 計	967,222	44,813	7,403	-	-	-

() 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 貸借対照表の「有価証券」について記載しております。
2. 前事業年度については、財務諸表における注記事項として記載した「子会社株式及び関連会社株式」のみを記載しており、その他の項目については、連結財務諸表における注記事項として記載していたため、記載しておりません。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成26年3月31日)
事業年度の損益に含まれた評価差額	-

2. 満期保有目的の債券

当事業年度(平成26年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	7,000	7,819	819
	小計	7,000	7,819	819
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	1,970	1,936	33
	その他	8,000	7,080	919
	小計	9,970	9,017	952
合計		16,970	16,836	133

３．子会社株式及び関連会社株式
前事業年度（平成25年３月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

当事業年度（平成26年３月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

（注） 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
（単位：百万円）

	前事業年度 （平成25年３月31日）	当事業年度 （平成26年３月31日）
子会社株式	10	-
関連会社株式	-	-
合計	10	-

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

4．その他有価証券

当事業年度（平成26年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	7,401	5,281	2,119
	債券	323,482	319,573	3,908
	国債	115,073	113,386	1,686
	地方債	61,650	60,558	1,091
	短期社債	-	-	-
	社債	146,759	145,628	1,130
	その他	6,580	6,105	475
	小計	337,464	330,960	6,504
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	514	533	18
	債券	23,812	23,852	40
	国債	1,896	1,896	0
	地方債	8,770	8,795	25
	短期社債	-	-	-
	社債	13,145	13,159	14
	その他	5,625	6,110	484
	小計	29,952	30,495	543
合計		367,417	361,456	5,960

5．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

6．当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	2,968	123	46
債券	34,561	236	22
国債	13,210	41	21
地方債	10,319	102	0
短期社債	-	-	-
社債	11,031	91	0
その他	169	6	-
合計	37,699	365	68

7. 保有目的を変更した有価証券

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

（金銭の信託関係）

前事業年度については、連結財務諸表の注記事項として記載していたため、記載しておりません。

1. 運用目的の金銭の信託

当事業年度（平成26年3月31日）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

当事業年度（平成26年3月31日）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

当事業年度（平成26年3月31日）

該当事項はありません。

（その他有価証券評価差額金）

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

なお、前事業年度については、連結財務諸表の注記事項として記載していたため、記載しておりません。

当事業年度（平成26年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	5,960
その他有価証券	5,960
（＋）繰延税金資産（又は（－）繰延税金負債）	1,731
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	4,229
その他有価証券評価差額金	4,229

(デリバティブ取引関係)

前事業年度については、連結財務諸表における注記事項として記載していたため、記載しておりません。

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

当事業年度(平成26年3月31日)
該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

当事業年度(平成26年3月31日)
該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

当事業年度(平成26年3月31日)
該当事項ありません。

(4) 債券関連取引

当事業年度(平成26年3月31日)
該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

当事業年度(平成26年3月31日)
該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

当事業年度(平成26年3月31日)
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

当事業年度（平成26年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金			
	受取固定・支払変動		—	—	(注)
	受取変動・支払固定		10,016	10,016	
合 計		—	—	—	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

当事業年度（平成26年3月31日）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

当事業年度（平成26年3月31日）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

当事業年度（平成26年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度については、連結財務諸表における注記事項として記載していたため、記載しておりません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。

本制度は、平成22年4月1日に、適格退職年金制度から移行しております。

また、平成26年3月25日に、退職給付制度の一部について確定拠出年金制度への移行及び退職給付に付与する利息部分が市場金利に適応して変動するキャッシュバランスプランの導入等を致しました。

従業員の退職に際して割増退職金を支払う場合があります。

２．確定給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

区分	金額（百万円）
退職給付債務の期首残高	4,435
勤務費用	229
利息費用	87
数理計算上の差異の発生額	342
退職給付の支払額	353
過去勤務費用の発生額	322
その他	-
退職給付債務の期末残高	4,418

（２）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

区分	金額（百万円）
年金資産の期首残高	4,512
期待運用収益	90
数理計算上の差異の発生額	180
事業主からの拠出額	313
退職給付の支払額	344
その他	-
年金資産の期末残高	4,751

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

区分	金額（百万円）
積立型制度の退職給付債務	4,367
年金資産	4,751
	383
非積立型制度の退職給付債務	50
未積立退職給付債務	332
未認識数理計算上の差異	92
未認識過去勤務費用	320
会計基準変更時差異の未処理額	159
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	263
退職給付引当金	50
前払年金費用	314
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	263

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

区 分	金額（百万円）
勤務費用	229
利息費用	87
期待運用収益	90
数理計算上の差異の費用処理額	104
過去勤務費用の費用処理額	2
会計基準変更時差異の費用処理額	159
その他（臨時に支払った割増退職金等）	35
確定給付制度に係る退職給付費用	314

(5) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

生命保険一般勘定	36%
債券	32%
株式	23%
その他	7%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.88%

長期期待運用収益率 2.00%

3. 確定拠出制度

当行の確定拠出制度への要拠出額は4百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	3,512百万円	2,606百万円
税務上の繰越欠損金	3,413	2,929
有価証券償却	1,231	1,160
減損損失及び減価償却超過額	270	243
その他	345	568
繰延税金資産小計	8,773	7,508
評価性引当額	8,617	7,288
繰延税金資産合計	155	220
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	2,228	1,731
前払年金費用	99	112
その他	3	0
繰延税金負債合計	2,331	1,843
繰延税金負債の純額	2,175百万円	1,623百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	37.96%	37.96%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.69	0.61
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.99	1.33
住民税均等割等	0.99	0.85
評価性引当額の増減	41.54	37.82
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.57
その他	0.77	0.48
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.12%	1.32%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の37.96%から35.59%となります。この税率変更により、繰延税金負債は14百万円増加し、法人税等調整額は14百万円増加しております。

(企業結合等関係)

当行と当行連結子会社である仙銀ビジネス株式会社は、平成25年11月12日開催の両社の取締役会において、監督官庁の認可を得られることを条件として、平成26年3月1日を合併期日として仙銀ビジネス株式会社を当行に吸収合併することを決定いたしました。

その後、平成26年1月28日付で監督官庁の認可を取得し、当初の予定どおり平成26年3月1日を効力発生日として吸収合併を実施いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業

名称 株式会社仙台銀行(当行)

事業の内容 銀行業

被結合企業

名称 仙銀ビジネス株式会社

事業の内容 銀行業務請負

(2) 企業結合日

平成26年3月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社仙台銀行を存続会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社仙台銀行

(5) 取引の目的を含む取引の概要

仙銀ビジネス株式会社は、当行の銀行業務を請負う当行100%子会社として平成2年7月に設立いたしましたが、業務範囲が縮小していることなどから、グループ経営の合理化・効率化を図るため、吸収合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理をしております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

一部の営業店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等に関して資産除去債務を計上しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年～39年と見積もり、割引率は1.4%～2.2%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
期首残高	33百万円	33百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0百万円	0百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	0百万円	0百万円
その他減少額	- 百万円	30百万円
期末残高	33百万円	2百万円

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）

前事業年度については、連結財務諸表の注記事項として記載していたため、記載しておりません。

当事業年度（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日）

当行は、報告セグメントが銀行業のみであり、当行の業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務が含まれております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）

前事業年度については、連結財務諸表の注記事項として記載していたため、記載しておりません。

当事業年度（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日）

1．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	10,254	3,560	2,849	16,664

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2．地域ごとの情報

（1）経常収益

当行は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行は、報告セグメントが銀行業のみであり、当行の業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、「その他」にはクレジットカード業務が含まれております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（持分法損益等）

前事業年度（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）

前事業年度については、連結財務諸表を作成していたため、記載しておりません。

当事業年度（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日）

1．関連会社に関する事項

該当事項はありません。

2．開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度については、連結財務諸表における注記事項として記載していたため、記載しておりません。

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等（当該 会社の子会社 を含む）	三井環境 株式会社	宮城県 仙台市 宮城野区	10	古物売 買・解体 工事業	-	金銭貸借 関係	貸付金の 返済	9	貸出金	41
							当座貸越	極度額 20		
							利息の受取	0		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当行役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社であります。

2. 融資取引につきましては、一般の貸出金と同様であります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社じもとホールディングス（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	1,637円96銭	1,770円26銭
1 株当たり当期純利益金額	302円79銭	326円89銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	63円54銭	96円58銭

(注) 1 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当事業年度 (平成26年 3 月31日)
純資産の部の合計額	百万円	42,450	43,421
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	30,060	30,030
うち優先株式発行金額	百万円	(30,000)	(30,000)
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	(60)	(30)
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	12,390	13,391
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数	千株	7,564	7,564

2 . 1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおり
であります。

		前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	2,350	2,532
普通株主に帰属しない金額	百万円	60	60
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	(60)	(30)
うち中間優先配当額	百万円	(-)	(30)
普通株式に係る当期純利益	百万円	2,290	2,472
普通株式の期中平均株式数	千株	7,565	7,564
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	60	60
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	(60)	(30)
うち中間優先配当額	百万円	(-)	(30)
普通株式増加数	千株	29,425	18,660
うち優先株式	千株	(29,425)	(18,660)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要		-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	5,067	1,016	159	5,924	2,701	175	3,222
土地	6,132 (2,776)	1,765	16 (11)	7,881 (2,765)	-	-	7,881
リース資産	111	25	3	133	72	22	60
建設仮勘定	190	666	699	157	-	-	157
その他の有形固定資産	4,409	320	174	4,554	3,040	548	1,514
有形固定資産計	15,911 (2,776)	3,794	1,053 (11)	18,652 (2,765)	5,815	747	12,837
無形固定資産							
ソフトウェア	885	1,103	35	1,953	831	309	1,122
その他の無形固定資産	234	72	248	58	-	-	58
無形固定資産計	1,120	1,175	283	2,012	831	309	1,181
その他	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 当期増加額には、連結子会社であった仙銀ビジネス株式会社との合併による増加額が次のとおり含まれております。

土地 1,623百万円
建物 300百万円
その他の有形固定資産 7百万円
ソフトウェア 0百万円

2. 土地及び有形固定資産計の当期首残高、当期減少額及び当期末残高欄における()内は、土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	4,697	4,868	0.10	-
再割引手形	-	-	-	-
借入金	4,697	4,868	0.10	平成26年4月～ 平成33年10月
1年以内に返済予定のリース債務	20	21	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	42	42	-	平成27年4月～ 平成31年1月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. リース債務における利息相当額につきましては、利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、平均利率は記載しておりません。

3. 借入金及びリース債務の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	4,838	4	4	4	4
リース債務(百万円)	21	18	15	7	1

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	7,674	6,553	563	7,110	6,553
一般貸倒引当金	3,083	2,964	-	3,083	2,964
個別貸倒引当金	4,590	3,588	563	4,027	3,588
うち非居住者向け債権分	-	-	-	-	-
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-
賞与引当金	150	210	150	-	210
利息返還損失引当金	6	8	-	6	8
睡眠預金払戻損失引当金	154	11	46	-	119
偶発損失引当金	73	81	-	73	81
計	8,059	6,865	760	7,190	6,972

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金.....洗替による取崩額

個別貸倒引当金.....洗替による取崩額

利息返還損失引当金.....洗替による取崩額

偶発損失引当金.....洗替による取崩額

○未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	75	108	75	-	108
未払法人税等	24	26	24	-	26
未払事業税	50	81	50	-	81

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が「注記事項（資産除去債務関係）」として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成26年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

預け金	日本銀行への預け金89,513百万円、他の銀行への預け金67百万円であります。
その他の証券	外国証券19,367百万円、受益証券7,702百万円その他であります。
前払費用	機械保守18百万円、交通手当15百万円その他であります。
未収収益	有価証券利息593百万円、貸出金利息398百万円その他であります。
その他の資産	長期総合保険積立金358百万円、仮払金207百万円、敷金保証金140百万円、預金保険料還付金119百万円その他であります。

負債の部

その他の預金	別段預金2,483百万円、納税準備預金264百万円、外貨預金90百万円であります。
未払費用	預金利息186百万円、社会保険料68百万円、勘定系システムに係る費用68百万円、金利スワップ支払利息45百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息272百万円、保証料26百万円その他であります。
その他の負債	仮受金3,520百万円、有価証券購入未払金401万円その他であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 - 無料
公告掲載方法	当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、仙台市において発行する河北新報及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当銀行ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.sendaibank.co.jp
株主に対する特典	ありません。

（注）当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないものと定款で定められています。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当行は、上場会社でないため法第24条の 7 第 1 項の適用がございません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第92期）（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）

平成25年 6 月25日 東北財務局長に提出。

(2) 半期報告書及び確認書

第93期中（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日）

平成25年11月22日 東北財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成26年 6 月24日

株式会社仙台銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 恵芳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡辺 雅章

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬底 治啓

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社仙台銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第93期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社仙台銀行の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。